

日本国憲法⁹ 「人身的自由権」





講義の内容と到達目標

講義の内容

本講義では人身的自由権(身体的自由権)を取り扱います。まずは人身的自由権とは何かを学んだうえで、その具体的な保障がどのようになされているのかを学びます。特に警察との関係で問題となる人権になりますので、具体的にイメージをしながら受講してみてください。

到達目標

- ・適正手続と罪刑法定主義について理解し、説明することができる。
- ●憲法で保障される具体的な刑事手続に関わる人権を理解することができる。
- 刑事裁判手続を理解することができる。

今回の講義の 目次

1. 人身的自由権とは?

2. 具体的に保障される人権は何か?

3. 刑事手続はどのようになされるのか?







今回の講義の問い①

1. 人身的自由権とは何か?

これまで学んできた精神的自由権と経済的自由権とは異なり、身体に関わる自由を考えてみましょう。



今回の講義の問い②

2. 具体的に保障される人権は何か?

憲法には10条の人身的自由に関わる規定がありますが、具体的に何を保障しているのでしょうか?



今回の講義の問い③

3. 刑事手続は?

捜査から逮捕、さらには裁

判に至る手続は、どのよ

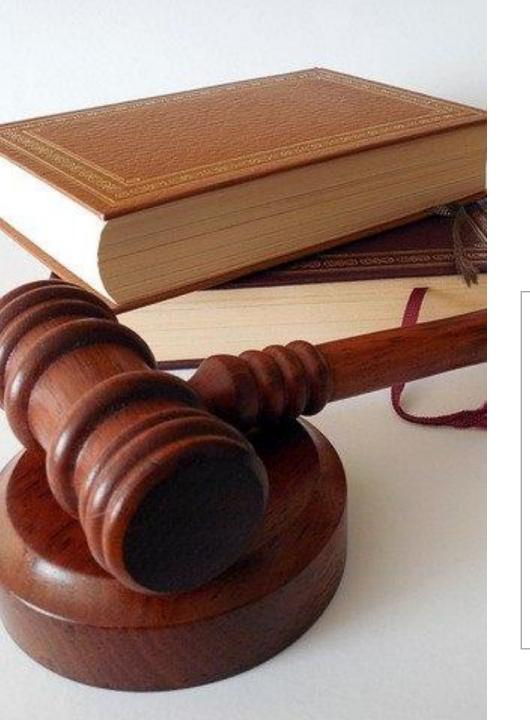
うな手続なのでしょうか。



1. 人身的自由権とは何か?

「人身的自由権」とは、どのような権利

でしょうか?



(1)人身的自由とは?

憲法第31条 (適正手続の保障)

「何人も、法律の定める手続きによらなければ、 その生命若しくは自由を奪はれ、またはその他 の刑罰を科せられない」

- ⇒適正な法律(実体)と適正な手続によらなければならない
- ⇒罪刑法定主義



(2) 罪刑法定主義とは

人の支配の禁止

- ①事前に明確に犯罪が規定されていないと、いつ処 罰されるかわからないので、自由が制限されてし まう
- ②社会で犯罪となる事柄は、民主主義を前提とする と、みんなで犯罪と刑罰を決めないといけない
- ⇒犯罪と刑罰は法律で定めなければならない



(3) 罪刑法定主義の内容





② 遡及処罰の禁止

遡って処罰してはならない

③明確性の原則

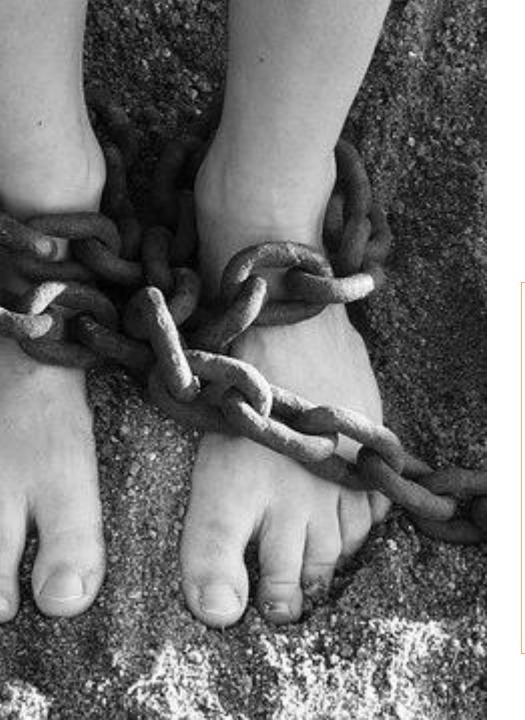
・犯罪と刑罰は具体的にかつ明確に規定されないといけない





2. 具体的に保障される人権は何か?

人身的自由権は**具体的**にどのような権 利をいうのでしょうか?



(1)奴隷的拘束・意に反す る苦役からの自由(18条)

奴隷的拘束・意に反する苦役

- ●奴隷的拘束からの自由とは
- ⇒身体の拘束下において、あらゆる人権の享有を否定すること(非人間的状態に置くこと)
- ●意に反する苦役とは
- ⇒「苦役」……客観的に一般人にとっての苦痛
 - →許される場合……「犯罪に因る処罰の場合」
- ※徴兵制は許されるか?……18条に反するか?



(2) 不当逮捕からの自由(33条)

逮捕の要件

原則:官憲の発する令状

例外:現行犯逮捕

⇒「現に罪を行い、又は現に罪を行い終っ

た者」(刑事訴訟法212条1項)

※別件逮捕



(2) 不当逮捕からの自由(33条)

緊急逮捕

死刑、無期もしくは3年以上の懲役、 もしくは禁錮にあたる重い罪を犯した 嫌疑に足りる理由が十分で、緊急を要 する場合に、逮捕状なしに逮捕するこ と(刑事訴訟法210条1項)

(3)不当な抑留・拘禁からの自由(34条)

抑留と拘禁

●抑留:留置……逮捕後72時間

以内

●拘禁:勾留……請求日から10

日間(最高10日間延長可能)

→起訴前拘束は合計23日間まで

可能



(3) 不当な抑留・拘禁からの自由(34条)

抑留・拘禁に必要なこと

- 理由の告知(犯罪の嫌疑、抑留・拘禁の必要性)
- · 弁護人依頼(国選弁護人)
- ・正当理由が法廷において公開されること



(4)住居·所持品 の不可侵(35条)

侵入・検査できる場合

・原則:裁判官による令状がある

場合

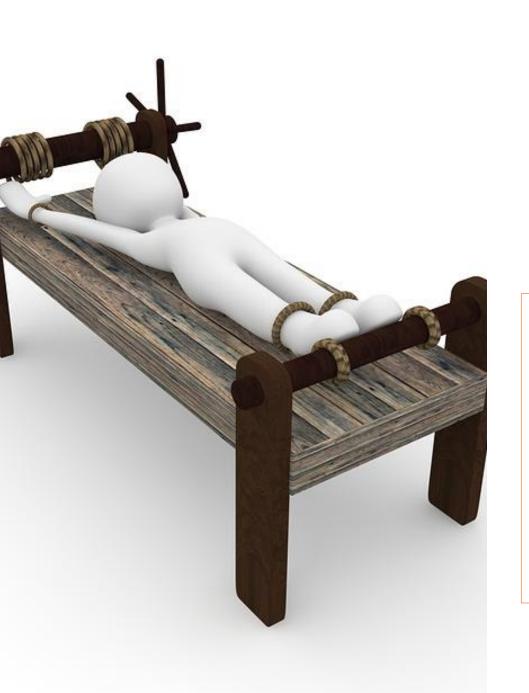
→捜索する場所、押収するものの

明示、各別の令状が必要

・ 例外:正当な逮捕に際しての、

侵入・捜査・押収





(5) 拷問・残虐刑からの 自由(36条)

残虐な刑罰とは何か?

「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」

種類・性質が残虐か?……死刑は合憲か?

(5) 拷問・残虐刑 からの自由(36条)

・生命を奪う刑罰

死刑 (最高刑)

・身体の拘束を行う刑罰

懲役(有期・無期) (刑務作業等あり)、禁錮(刑務作業等なし)、 拘留(1日以上30日未満)



(5)拷問・残虐刑 からの自由(36条)

財産に対する刑罰

- ⇒罰金、科料(1000円以上1万円 未満)、没収(他の刑罰に付随する 付加刑)
- ※執行猶予(犯罪などを行わずに執行 猶予期間が無事終わった時には、最 初から刑の言渡しが無かったことに なる)





(6) 刑事被告人の権利(37条)

公平で迅速な公開裁判

弁護人依頼権

証人審問権

・被告人に審問の機会が与えられていない手続によって得られた証人の供述は 証拠として採用されない

証人喚問権

•公費により強制的に証人の喚問を請求する権利

(7) 自白と証拠(38条)

自白排除法則

強要や強制的な方法を通じて得 た自白の証拠能力を否定

自白補強法則

本人の自白を補強する証拠を伴 わなければ、証拠とならない





(8)事後法の禁止、 一事不再理(39条)

事後法の禁止

• 事後に重い刑罰を科すことも×

一事不再理

被告人に有利となる場合である再審は違反しない



(9) 刑事補償(40条)

補償の対象

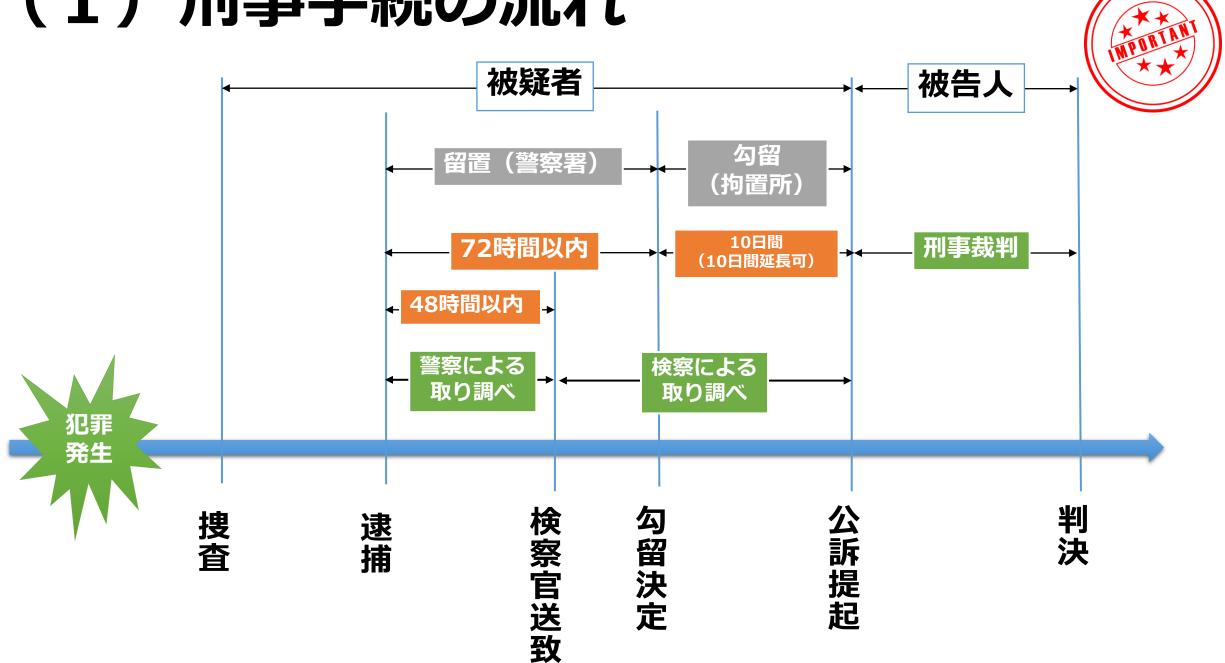
抑留または拘禁された後に 無罪とされた者に対して

3. 刑事手続は?

刑事手続は**どのような手続**になっているのでしょうか?



(1) 刑事手続の流れ



(2)刑事裁判

冒頭手続

人定質問起訴状朗読

• 権利告知

• 罪状認否

証拠調べ手続

判決の宣告

弁論手続

• 論告・求刑

最終弁論

• 最終陳述

まとめ



- 1. 人身的自由権とは?
 - 適正手続、罪刑法定主義
- 2. 具体的に保障される人権は何か?
 - 逮捕や抑留・拘禁などの手続
- 3. 刑事手続は?
 - 取調べ主体、その期間や拘束場所など